



広島県報

定期
第6号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	環境対策室	一
公の施設の指定管理者の代表者の変更	(自然環境保全室)	二
換地計画に伴う字の区域の変更(三件)	(土地改良室)	二
保安林の指定の解除	(治山室)	三
保安林予定森林にする旨の通知	(港湾管理室)	三
港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催	(港湾管理室)	四
公告		
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(地域産業振興室)	四
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	()	五
公安委員会告示		五
遊技機の型式の検定の告示		五
公安委員会公告		五
教習指導員審査(普通)の実施		六
正誤		六
平成十九年一月十一日付け広島県報(定期)第二号中目次の訂正	(文書法制室)	六

告示

広島県告示第四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年一月二十五日

広島県知事 藤田雄山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	竹原市忠海中町一丁目一番五号 アヲ八夕株式会社 取締役社長 多智花 宏治
工場又は事業場の所在地及び名称	竹原市忠海中町一丁目一番四三三号 アヲ八夕株式会社 ジャム工場

二 申請の内容

特定施設 四 イ 原料処理施設一基を設置し、一基を廃止する。
特定施設の種別能力及び使用の方法(その一)

種 類	能 力	等 期			工 期	種 類
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日		
四イ原料処理施設一基 (バルパー)	一日当たり二、〇〇〇キログラム原料処理	許可後直ちに	着工後直ちに	完成後直ちに	四時間連続使用 (なし)	通常 最大
					使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	
					項目	
					水素イオン濃度(単位・水素指数)	三・五〜六・〇
					化学的酸素要求量	六〇〇
					浮遊物質量	一五〇
					窒素含有量	一一〇
					燃含有量	五

用	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	〇・四
使	汚水等の排出先	排水処理施設一 〇・六

(その二)

種	四(バルパー)原料処理施設 一基
類	

廃止

2 汚水等の処理の方法
変更なし

3 排水の汚染状態
変更なし

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十九年一月二十五日から
平成十九年二月十四日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課
及び竹原市民生部市民生活課

広島県告示第四十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第四十七号)第五條第二項の規定によって、帝釈公園施設の管理を行う指定管理者から、次のおり変更の届出があった。
平成十九年一月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

財団法人 休暇村協会 理事長 炭谷 茂

2 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野五丁目一四番八号

二 変更事項及び内容

1 変更事項
代表者の変更

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
理事長	渡辺 修		理事長	炭谷 茂	

三 変更年月日

平成十八年十二月七日

広島県告示第四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條第一項の規定によって、安芸高田市甲田町上小原所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、安芸高田市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十九條の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四條第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。
平成十九年一月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

字	上	欄	番	下	欄
井才田(山)	二九三四の一から二九三四の四まで、二九四二、二九四四	地		背戸田	
井才田(山)	丙二九九〇、三〇一八の一			榎ヶ迫	

広島県告示第四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條第一項の規定によって、安芸高田市高宮町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、安芸高田市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十九條の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四條第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。
平成十九年一月二十五日

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字間部ヶ谷二二三一・二二三三・二二三六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五十三号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定によって、広島港に係る港湾隣接地域の変更に關する公聴会を次のとおり開催する。

平成十九年一月二十五日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 期日

平成十九年二月一日午後二時

二 場所

広島市南区似島町字家下七五二番七四号

似島公民館二階研修室一

三 変更しようとする地域

広島港西似島地区

広島市南区似島町家下辛七五六番から似島町白ヶ浦五〇八〇番までの地域

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十九年一月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

万惣八本松店

2 所在地

東広島市八本松町米満一一八番一四号

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 広島市佐伯区石内一丁目八番一号

(変更後) 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社万惣 代表取締役 山本 一男
住所 広島市佐伯区石内一丁目八番一号

(変更後) 名称 株式会社万惣 代表取締役 山本 一男
住所 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号

名称 九州惣菜株式会社 代表取締役 西岡 浩志
住所 福岡県北九州市門司区黄金町六番二八号

三 変更の日

平成十八年十一月二十六日

四 変更する理由

住所の訂正及び新規テナント入店のため

五 届出年月日

平成十九年一月十五日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

- 2 縦覧期間
平成十九年一月二十五日から平成十九年五月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することとし、

- 1 提出期限
平成十九年五月二十五日
- 2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年一月二十五日 広島県知事 藤田雄山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称
ベスト電器福山本店
- 2 所在地
福山市南蔵王町五丁目二一番八号

二 提出された意見の概要

夜間の騒音レベル最大値について、予測地点c及びdにおいて基準値(五十デシベル)を超えているので、基準値内となるよう適切な措置を講じること。

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)
- 2 縦覧期間
平成十九年一月二十五日から平成十九年二月二十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第9号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年1月25日

広島県公安委員会
委員長 高須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1344	告示の日(平成19年1月25日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRフロア ギルフロア 一猿AD	株式会社大一会商 代表取締役 市原高明 (愛知県名古屋市中村区 職付町一丁目22番地)	左同
6P1379	同上	同上	CRフロア ギルフロア R3	同上	左同
6S1214	同上	回胴式遊技機	ザトルフ -30	株式会社フアースト 代表取締役 大島享 (東京都中央区日本橋堀 留町二丁目10番9号)	左同
6P1313	同上	ぱちんこ遊技機	CR又一 ハ一海物 語INTE 繩MTE	株式会社三洋物産 代表取締役 金丸千穂 (愛知県名古屋市中村区 今池三丁目9番21号)	左同
6P1298	同上	同上	CR又一 ハ一海物 語INTE 繩MTE	同上	左同
6S0697	同上	回胴式遊技機	カクメイ センシユ コウキ	株式会社トリビ一 代表取締役 千賀戸町4 (東京都新宿区岩戸番地)	左同

6S1159	同 上	同 上	センコク ムコウ 代表取締役 (岡山県新見市高尾362 番地の1)	山佐株式会社 佐野 慎一	左 同
6S1184	同 上	同 上	ヒカコロ ウV-B	同 上	左 同
6S1046	同 上	同 上	バウンテ イキラ C	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第16号
 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という)第99条の3第4項第1号イの規
 定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員規
 則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成19年1月25日

広島県公安委員会
 委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
 教習指導員審査(普通)
- 2 審査の期日
 平成19年2月28日
- 3 審査の場所
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
 広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
 法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
 規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等

- (1) 申請に必要な書類
- ア 教習指導員審査申請書(写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
 - イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
- (2) 申請書等の提出先
 広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
 平成19年2月21日

正 誤

平成十九年一月十一日付け広島県報(定期)第二号に掲載の目次の一部を次のように訂正
 した。

総務部総務管理局文書法制課

ページ	段	行	誤	正
1	上	1	宅地造成等規制法施行細則	宅地造成等規制法施行細則等